第一　趣旨

この指針は、都道府県労働局長が、雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第十三条第一項の規定に基づき、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下「雇用施策実施方針」という。）を策定するための指針である。

国と地方公共団体との連携強化の方向性は、それぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで、住民サービスの更なる強化を目指すことであり、具体的な取組としては、国と地方公共団体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むために、都道府県労働局長と地方公共団体の首長が締結する雇用対策協定の締結や、公共職業安定所の求人情報を地方公共団体等にオンラインで提供する取組、国が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う福祉等の業務を一体的に実施する取組、各種の共同事業等がある。

これらの取組については、都道府県労働局と地方公共団体が日頃から意思疎通を図り、利用者の様々なニーズにきめ細かく応え、着実に成果を上げていくことが重要である。

このため、雇用対策連絡調整会議の開催、都道府県労働局職業安定部長を連絡責任者とする地方公共団体との連絡窓口の活用、国と市町村が連携して設置するふるさとハローワークでの就職支援等を通じて、地方公共団体と一層緊密な連携・協力関係を構築する必要がある。

都道府県労働局長は、この指針を踏まえ、都道府県知事の意見を聞いて雇用施策実施方針を定め、国の講ずる雇用に関する施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

第二　平成二十七年度の重点施策

一　女性の活躍推進

㈠　男女均等取扱いの確保徹底とポジティブ・アクション推進

女性の活躍推進を図るため、地方公共団体と連携し、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）及び関係法令の周知・徹底を図るとともに、企業におけるポジティブ・アクションの一層の促進を図る。

㈡　女性のライフステージに対応した活躍支援

子育て等により離職した女性の再就職を支援するため、地方公共団体と連携の上、マザーズハローワーク事業においては、保育サービス関連情報の提供等を実施するほか、託児付き再就職支援セミナー運営事業においては、当該セミナーを通じて再就職に至った方の体験談等を情報提供する。

加えて、女性のライフステージに対応した実習と講義を組み合わせた訓練コースや、育児との両立に配慮した短時間訓練コースを実施する。

㈢　男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備

ア　仕事と育児・介護の両立支援制度を取得しやすい環境の整備

育児休業等を取得しやすい環境を整備するため、地方公共団体と連携し、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）に基づく仕事と家庭の両立支援制度の周知、中小企業に対する「育休復帰支援プラン」の策定支援及び助成金の支給並びにパパ・ママ育休プラスや育児休業給付金の支給率の引上げ等の周知による男性の育児休業取得促進についての啓発を実施する。

イ　次世代育成支援対策推進法に基づく企業の取組促進

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）の成立を踏まえ、企業における仕事と育児の両立支援の取組促進のため、地方公共団体と連携し、男性の育児休業取得促進及び非正規雇用労働者の観点も含め、同法により改正された次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に基づく一般事業主行動計画の策定、くるみん認定及びプラチナくるみん認定に向けた働きかけを行う。

ウ　在宅ワークの普及・促進

在宅就業について地方公共団体と連携し、適正な契約条件で、安心して在宅就業に従事することができるよう、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」や在宅就業に関する総合支援サイト「ホームワーカーズウェブ」等により周知・啓発を図る。

二　若者の活躍推進・正社員雇用の拡大

㈠　若者の活躍推進

ア　若者雇用対策の総合的な推進

若者が次代を担うべき存在として活躍できる環境整備を図るため、「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案」について、法案が成立した場合には、その円滑な施行を図る。

イ　新卒者等の職業意識の醸成・就職支援の強化

学校等との連携を強化し、新卒応援ハローワークに関する周知・広報を図るとともに、未就職卒業者や学校中退者等の学校を離れた者についても、都道府県や学校等と連携を図りつつ、地方公共団体が参加する新卒者等就職・採用応援本部等を活用し、地域の実情に応じた就職支援を行う。

また、詳細な採用情報等を公開して積極的に若者を採用・育成する「若者応援宣言企業」の普及・拡大、情報発信の強化を図る。

さらに、地域の人材不足産業に関して、企業担当者等から直説話を聞く場を設けることにより、高校生や学校の進路指導担当者の理解促進を図り、地域における人材不足産業への就職を促進する。

ウ　就職・採用活動開始時期の変更に関する対応

平成二十七年度卒業・修了予定者から適用される就職・採用活動開始時期変更の円滑な実現に向けて、企業等に対して変更内容を周知するとともに、都道府県や学校等と連携し、未内定学生や未就職卒業生に対する就職支援を徹底する。

エ　フリーター等の正規雇用化の促進

わかものハローワーク等における就職支援を充実するとともに、都道府県が設置するジョブカフェとの連携、トライアル雇用や求職者支援制度等の活用を通じてニーズに応じた支援を行う。

また、在職者等に対しても成長産業への円滑な労働移動を促進するため、中長期的なキャリア形成を支援するとともに、公共職業安定所等を利用し就職が決まった者等を中心として職場定着支援を行う。

オ　ニート等の職業的自立への支援

地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）について、ニート支援の拠点として公共職業安定所との連携や職場体験の充実を図るとともに、サポステの支援を受けて就職した者に対する職場定着支援を全国展開する等、より効率的・効果的に事業を実施できるよう抜本的な強化を図る。

公共職業安定所においては、来所者のうちサポステの支援が必要である者をサポステに誘導するとともに、公共職業安定所を経ずにサポステに来所した者について、サポステによる支援の必要性に関する判断を行う。

カ　ものづくり分野の将来を担う人材育成支援等

フリーター等も含め若者へのものづくりの魅力発信を強化（『目指せマイスター』プロジェクト」の拡充）するとともに、若者を重点対象として技能検定の積極的活用促進を図る等、技能検定の活用等に向けた総合的な取組（「技能検定集中強化プロジェクト」）を推進するため、都道府県と連携の上、ものづくりマイスター制度・技能検定に係る地域の業界団体・企業等のニーズを把握し、これらニーズ等に応じた若者技能者の人材育成支援等を行う。

また、就職活動に必要な社会的スキルが乏しい学生等に対する職業訓練機会の拡充を図る必要があることから、都道府県、大学等と連携し、就職活動に困難性を有する学生等に対して公共職業訓練の受講を積極的にあっせんする。